

写

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和2年12月9日付平企財収第107号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年12月15日

小平市監査委員 岡村 健司

小平市監査委員 小林 洋子

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

令和2年8月24日付平監発第20号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

定期監査結果等

1 旅費支給事務について

《指摘事項》

旅費の支給において、1日に2か所への出張をしたものに、2日分の日当を支給しているもの

（環境政策課）

【措置等】

小平市職員の旅費に関する条例に則った旅費請求事務について、課内で周知し、徹底する。また、出張者が作成した請求書について、今後、本人の再チェック及び上司の確認を徹底する。

なお、過払いを受けた日当については、既に返還を済ませている。